

日進市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

日進市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目 標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて ...	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教員の長時間労働の改善は、教員が一人一人の子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題である。そのため、保護者や市民の理解を得ながら、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める。

(2) 本市の現状

○ 本市では、平成30年3月に「日進市教員の長時間労働解消プラン」（以下「多忙化解消プラン」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（月45時間を超える教員の割合）】
（令和7年12月現在）

小学校 月 25.59時間 45～80時間：23.7% 80時間以上：2.4%

小学校	年平均	月45～80時間の割合	月80時間を上回る割合
R6	月 31.34時間	27.5%	3.0%
R5	月 35.44時間	29.6%	3.3%
R4	月 32.47時間	35.7%	5.2%

（令和7年12月現在）

中学校 月 38.23時間 45～80時間：28.8% 80時間以上：8.6%

中学校	年平均	月45～80時間の割合	月80時間を上回る割合
R6	月 41.28時間	30.0%	11.0%
R5	月 40.21時間	29.5%	9.2%
R4	月 41.42時間	32.3%	10.0%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校が約26%、中学校が約37%となっている。校務分掌に関わる事務、学年学級事務をはじめ、児童生徒対応、保護者対応などの業務の負担感が大きくなっている。これまで、さまざまな業務改善を図ってきたが、今後も引き続き、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(【 】内は、令和 6 年度)

- ・ 年間の年次有給休暇のさらなる取得を促す。【平均16.9日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下に減少させる。【9.8%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 1 0 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
 - ・ 児童生徒の安全確保に、保護者・地域住民の協力を求める。
 - ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動への協力を呼びかける。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りは、原則行わないこととする。
 - ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ コミュニティー・スクール（地域学校協働活動含む）の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ コミュニティー・スクール（地域学校協働活動含む）に関する業務を担う職員が中心となり、学校運営協議会の円滑な実施を図るとともに、地域学校協働活動の活性化を進める。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」「日進市不当要求行為等対策要綱」に基づいて、対応していくことを基本とする。
- ・ 令和8年度中に、市長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。
- ・ 子どもの権利型学校トラブル解決制度の設計を推進する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 教育委員会から学校に発出する調査等の精選を図る。

○ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和8年度、実証事業の種目を5種目程度に拡大していく。また、兼職兼業による指導者も募集し、部活動の地域展開をさらに推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 少人数学級の推進、小学校における教科担任制を推進し、それに伴う教員の確保に努める。
- ・ 自動採点技術等を活用し、採点作業や成績処理等に係る事務負担をさらに軽減を図る。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を生徒指導関係の校内会議へ参加させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制の構築をさらに推進する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 不登校児童生徒への対応は、引き続き教育委員会と連携し進めていく。

※ 「学校と教師の業務の3分類」とは、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」第1章第3節による

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 学校からの地域活動その他児童生徒・保護者に対するイベント案内等に関する情報発信について、省力化する工夫を行うとともに、市から情報発信できるような体制をさらに推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教育職員を把握し、原因、対策を明確にする。
- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に係る部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。